

はるきTIMES

第2号 (2019年 秋)

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おめでとうございます。

さかせてください。

今号トピック

※コンプライアンス体制の整備

※民法が変わりました(消滅時効)

※はるきだより

コンプライアンス体制の整備

コンプライアンスとは、簡単にいえば「法律などを企業内で守ること」をいいます。企業が法律などを守ることは当然のことですが、法律にも様々なものがあるため、全てをクリアするのは難しいです。

このようなコンプライアンスが求められるのはなぜでしょうか。まずいえるのが、「社会において企業活動は重要なものだから、当然法律などを守らなければならない」という社会における企業の使命があるからです。企業も社会において生きている以上、法律などを守るのは当然だという考えです。したがって、コンプライアンス体制の不十分な企業は、法律を守るという点において、社会から信用されなくなります。



それだけではありません。現在の社会は少子高齢化により労働人口が減少の一途をたどっています。そのため企業は自社のみで企業活動がすることができなくなっており、他社と連携・連合して企業活動を行っていく必要があります。そのような状況において重要になるのは、「どの企業と連携・連合するか」という判断です。どの企業と連携・連合するかを考える際、皆さんは何を重視するでしょうか。現在において最も重視されるのは、「連携・連合する企業が持続可能な企業活動を行っているか」ということに尽きるかと思います。つまり、持続可能な企業活動を行っていないければ、企業はいつか倒産します。倒産すれば、当然連携・連合は解消され、ひいては自社の経営も成り立たなくなるのです。

では具体的にはどうすればいいのでしょうか。

例えば、売上が安定するためには取引先の確保が重要ですが、取引関係を継続するには、取引を継続できる取引形態（業務委託や請負など）を決定すること、リスクが少なく取引を持続できる契約書を作成することなどが重要です。また、売上が安定するには労働環境の整備も必要ですが、法律にのっとった就業規則や労働契約書（雇用契約書）を作成すること、あるいは労働組合があれば、労使交渉を行うことなどが挙げられます。

このように、法律に違反することがリスクであるという視点から、法律を守ることによって企業活動を整備して持続可能性を高めるという作業が必要です。（堀内朗仁）

民法が変わりました（消滅時効について）



今回は時効のなかでも消滅時効についてのお話です。時効には権利の取得に関する取得時効と権利の消滅に関する消滅時効がありますが、特に消滅時効について大きな改正がありました。

改正される前は、債権について、原則として権利を行使することができるときから10年間権利を行使しなければ時効によって消滅するとされていました。

そして、一定の債権については10年よりも短い期間で消滅するとされていました。例えば、商行為によって生じた債権は5年、工事代金や医師や薬剤師などの診療や調剤に関する債権は3年、電気代や弁護士や公証人の職務による債権（報酬や手数料など）は2年、旅館、料理店、飲食店の代金（飲み屋での遊興費など）は1年で時効により消滅するとされていました。

これらは100年以上前に民法が定められた明治時代（電話が使われるようになってまだ数年しか経っていません）を念頭において定められたものでした。これらの債権だけを時効で消滅する合理性がない、今の時代と合わなくなっているとこれまで何十年も言われ続けてきましたが、平成になっても言葉遣いが変わっただけで残り続けました。しかし、ついに改正されることとなりました。

それでは消滅時効についてどのように変わったのでしょうか。まず、先ほどの5年、3年、2年、1年とされていた債権に関する条文は全て削除されました。

そして、権利を行使することができるときから10年という原則は残しつつ、新たに「権利を行使することができることを知った時から5年」という期間が設けられました（民法第166条第1項第1号）。

ここで、今まで時効消滅期間が10年とされた債権については、多くの場合権利を行使することができることを債権者は知っていますので、これらの債権の時効期間は10年から5年に短くなります。

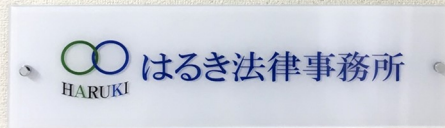
先ほどの5年、3年、2年、1年の債権についても、誰に対していつ請求できるかが明らかでない場合がほとんどですので、時効期間が5年となることで多くの場合長くなります。



なお、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権（交通事故でケガを負った場合が典型例です）の消滅時効については、これまでは「損害および加害者を知ったとき」から3年とされていたのが、5年に延びました（民法724条の2）。

来年4月1日からは消滅時効について5年という期間を常に意識する必要があります。（東原直樹）

～事務所の風景～



★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

前回、初めて「はるきTIMES」を作成し発行することが出来ました。作成するにあたって、表紙のデザインや業務内容、コラム等と思っていた以上に悩みました。発行後、反響があり、頑張った甲斐があったな・・・と思っています。

まだまだ、改善点たくさんあると思います。「〇〇系の法律が知りたい」「今の法改正はどうなっているのか」など皆さんが得する情報を伝えるのがモットーな「はるきTIMES」にしたいと思っていますので、感想や意見どんどん宜しくお願いします!!! (S)

法律事務所で働いていると話すと、「何かあった時はよろしく!」と言われることがよくあります。

「何か」はないに越したことはありませんが、知り合いが法律事務所にいる(=弁護士とつながっている)というだけで何となく安心、と思われることもあるようです。こんなこと弁護士に相談してもいいのだろうか、などと悩まれる必要はありませんので、「何か」が起きてからだけでなく、起きる前でも、弁護士にご相談いただければと思います。(Y)

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

はるき法律事務所 弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹 (大阪弁護士会所属)
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階
TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 HP <http://www.harukilaw.jp/>

取扱業務

<企業向け業務>

～ コンプライアンス体制を作るための総合アドバイザー ～

コンプライアンスとは、簡単にいえば「法律などを企業内で守ること」をいいます。企業が法律などを守ることは当然のことですが、法律にも様々なものがあり、全てをクリアするのは難しいです。

企業活動において、コンプライアンス体制が整備されていることは、取引先と持続可能な取引を行うためにも必須です。コンプライアンスが自社の持続可能な経営を左右するといっても過言ではありません。弊所では、このようなコンプライアンス体制の整備の重要性を十分理解し、整備のための総合的なアドバイザーを通じて、企業の持続可能な企業活動を保持することを業務としています。

～ 企業活動における法律に関するアドバイザー ～

企業活動において、コンプライアンス体制の整備だけではなく、企業戦略の策定、事業スキームの作成、実行など、あらゆる場面で法律が絡んできます。そのような企業活動における法律を企業内ですべて考慮に入れるのは極めて困難です。

弊所では、企業活動における法律に関するアドバイザーを行い、企業活動の成功に寄与します。

～ 顧問契約 ～

総合的なアドバイザーが企業活動の向上に寄与するためには、具体的なPDCAに基づいて継続的に行われることが必要です。

弊所では、顧問先である企業に継続的なアドバイザーを行い、それを成果に結びつける努力を惜しみません。

また、企業によって事業内容・組織など、さまざまな形態があります。弊所では、さまざまな企業において、多種多様な法的ニーズに対応してきました。その経験を生かして、ニーズに応じた顧問のあり方をオーダーメイドし、企業活動の一助となることを目的としています。

取扱業務

<個人向け業務>

～ 遺言作成 ～

ご自身が亡くなるにあたり、さまざまなことを言い残したいと思います。財産のこと、お墓や仏壇のことなど。それらのことを、ご自身が亡くなった後、どのようにして欲しいでしょうか。

ご自身がこの世に残す最後の言葉をご自身で作ってみませんか。弊所では、遺言作成の支援をしております。ご相談下さい。

～ 相続問題 ～

ご家族が亡くなった後、財産をどのように分ければいいのか、お墓や仏壇をどのようにしたらいいのか、など、分からないことがたくさんあると思います。また、財産を分けるのに、すでにトラブルが起きていることもあるでしょう。

弊所では、このような相続に関する問題を承っております。一度ご相談ください。お力になれることもあります。

～ 夫婦関係問題 ～

夫婦間でトラブルが起こることもあります。パートナーが生活費を出してくれない、あるいはパートナーとの別離を考えている、などです。

このようなとき、悩んだり心配したり、さまざまな状況が起こります。また、周囲にいる人も一緒に悩んだり心配したりします。このような状況は長く続くことが多く、それによって抱えるストレスも大きなものになります。

弊所では、これまでさまざまな夫婦間のトラブルの解決に取り組んできました。夫婦関係のトラブルに悩みはつきものです。ともに、よい将来を考えていきませんか。

その他、法律に関するご相談を承ります。